

## 藤沢市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

制定 平成26年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治会、町内会及び自主防災組織（以下「自治会等」という。）が行う地域活動の推進を図るため、自治会等の地域コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業の費用に係る補助金の交付について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下

「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する自治会等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 市長に対し市民組織結成の届出をした自治会等
- (2) 市長に対しコミュニティ助成事業（財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するものをいう。以下同じ。）の助成事業計画書を提出した自治会等
- (3) コミュニティ助成事業の事業実施主体として助成対象となった自治会等

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費は、地域コミュニティ活動を行うために、直接必要な設備等（消耗品を除く。）の整備に要する経費を対象とする。

### (補助金の額)

第4条 財団法人自治総合センターが決定した額に相当する額とする。

### (補助金交付の申請手続)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第3条第2項第2号に規定する収支予算書の様式は、第2号様式のとおりとする。
- 3 規則第3条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、事業の完了予定年月日とする。
- 4 規則第3条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
  - (2) 見積書の写し
  - (3) 商品説明資料

(4) 自治会等会則

(5) コミュニティ助成事業助成申請書（財団法人自治総合センター様式）

5 規則第3条第3項の規定により、同条第2項第1号及び第3号の書類の添付は省略する。

（補助金交付決定通知書の様式）

第6条 規則第4条に規定する補助金交付決定通知書の様式は、第3号様式のとおりとする。

（事業着手届等の様式）

第7条 規則第5条第1項に規定する事業着手届の様式は、第4号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項に規定する事業完了届の様式は、第5号様式のとおりとする。

（事業の計画変更承認申請書等の様式）

第8条 規則第6条第1項に規定する事業計画変更承認申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 規則第6条第2項に規定する事業計画変更承認通知書の様式は、第7号様式のとおりとする。

（事業実績報告書）

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が別に定める期日は、事業を完了した日から起算して1月を経過した日とする。

2 規則第8条第1項に規定する事業実績報告書の様式は、第8号様式のとおりとする。

3 規則第8条第1項第2号に規定する収支決算書の様式は、第9号様式のとおりとする。

4 規則第8条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、領収書の写しとする。

5 規則第8条第2項の規定により、同条第1項第1号の書類の添付は省略する。

（備付帳簿等）

第10条 規則第9条の帳簿等は、事業が完了した会計年度の翌年度の4月1日から算出して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、随時、前項の帳簿等を調査することができる。

（財産処分の制限）

第11条 規則第11条ただし書きに規定する補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間は、5年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(藤沢市コミュニティ助成事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 藤沢市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成23年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。